

岩手県告示第120号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関が診療所を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成21年2月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
石川歯科医院	下閉伊郡山田町長崎一丁目11番27号	平成20年3月30日